

秋田市姉妹都市フォーラム規約

(名称)

第1条 この会は、秋田市姉妹都市フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、秋田市国際交流マスタープラン（平成19年3月策定）に基づき、市民が主体となる友好姉妹都市等との交流（以下「姉妹都市交流」という。）を推進するとともに、市民の相互理解を促進するなど、その交流成果の還元を図ることを目的とする。

(会員構成)

第3条 フォーラムは、前条の目的に賛同する者ならびに団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(事業)

第4条 フォーラムは、第2条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 姉妹都市交流の推進に関する事業
- (2) 姉妹都市交流に関する情報の収集および提供
- (3) 姉妹都市交流に関する事業の企画および実施
- (4) 秋田市の国際交流事業との連携および協力
- (5) 会員募集に関する事業
- (6) 会員相互の親睦と研修に関する事業
- (7) その他目的達成に必要な事業

(秋田市の支援)

第5条 秋田市は、第2条の目的を達成するため、当分の間、フォーラムの事業に資する支援を行う。

(経費)

第6条 フォーラムの経費は、市の負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第8条 フォーラムに、次の役員を置く。任期は2年とし再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
- 2 会長および副会長は、議会関係および行政関係者を除く会員の中から選任する。

(役員を選任)

第9条 会長は、会員の互選により選出し、総会の承認を得る。

- 2 副会長は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。

(役員職務)

第10条 会長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第11条 フォーラムに、目的達成に必要な助言および協力を得るため、運営委員会の推薦により顧問を置くことができる。

(総会)

第12条 総会は、通常年1回会長が招集する。会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は次の事項を決定する。

(1) 予算および決算

(2) 事業計画および事業報告

(3) 規約の制定および改廃

(4) 役員承認に関する事

(5) その他運営委員会で必要と認める事項

4 総会は出席者で成立し、その過半数をもって決定する。

(運営委員会)

第13条 第4条に定める事業を実施するため運営委員会を置く。

2 運営委員会は、事業への自発的な参加意志を表明した会員および役員で構成する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会は、次の事項を審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で委任を受けた事項

(3) その他業務の執行に関する事項で、会長が必要と認める事項

(事務局)

第14条 フォーラムの会計をはじめ事務を処理するために、事務局を秋田市企画調整課内に置く。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成18年4月22日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月14日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月24日から施行する。